

日本社会福祉士会・都道府県社会福祉士会の組織

1. 日本社会福祉士会の組織

日本社会福祉士会は公益法人制度改革の流れの中、2012年4月1日に社会福祉士個人を会員とする組織から都道府県社会福祉士会を会員とする連合体組織へと移行した。そして、2013年7月に公益社団法人移行の申請を行い、2014年4月1日より公益社団法人へ移行した。ここでは公益社団法人の組織についても付記しつつ、都道府県社会福祉士会を会員とする連合体組織像について説明をする。

(1) 都道府県社会福祉士会を会員とする連合体組織像（以下、「連合体組織」）

① 移行の背景

1) 支部組織の限界

- ・2010年3月末に全国47都道府県社会福祉士会すべてが法人格を取得した。組織の実態として支部として扱うことが限界となった。
- ・また、2010年には個人会員が30,000人を超える間に増加傾向があるなか、個人会員を一元的に管理することが難しくなりつつあった。

2) 公益法人制度改革

- ・2008年12月に新しい公益法人制度が施行され、従来の公益法人（民法上の社団法人及び財団法人）は、2013年11月末までに新制度による公益社団・財団もしくは一般社団・財団に移行申請しないと解散となるとされた。
- ・新制度のもとで個人会員組織から都道府県社会福祉士会を会員とする組織への移行は、一度組織を解散しなければならず、実質的に困難と判断した。
- ・また、日本社会福祉士会は事業の性格として公益性が高いという認識から公益社団法人を目指すことを組織決定した。

② 従来の個人会員組織から新しい連合体組織への移行における基本方針

上記の背景から、2013年11月末までに、新しい連合体組織への移行及び公益社団法人へ移行することを組織決定し、連合体組織への移行に関しては次の事項を基本方針とした。

（目的）

会員が増加するなか、日本社会福祉士会と都道府県社会福祉士会が役割分担しつつ、一体とした組織をつくることで組織強化を図ること

（移行手続）

連合体移行には47都道府県社会福祉士会すべての合意を得ること

（運用）

移行後は当面の間、急激な事務変更は避け、現在の運用を極力継続すること

短期間で従来の個人会員組織から新しい連合体組織へ移行するため、当面は従来の個人会員組織の運用が継続できるものとして対応している。例えば、次のような事項は新しい連合体組織では都道府県社会福祉士会が担うべき事項となるが、当面は日本社会福祉士会と都道府県社会福祉士会が委託契約を結ぶことで日本社会福祉士会が事務処理を行うことを可能としている。

1) 社会福祉士個人の入退会事務処理に関する事項

2) 社会福祉士個人の会費管理に関する事項

日本社会福祉士会・都道府県社会福祉士会の組織 (講義資料)

3)社会福祉士個人の綱紀案件事務処理に関する事項

③日本社会福祉士会と都道府県社会福祉士会の関係

1)全国 47 の都道府県各々に一つ設立された都道府県社会福祉士会を正会員とする

2)社会福祉士個人は都道府県社会福祉士会へ加入する

※このことは個人会員組織のときと同様、日本社会福祉士会と都道府県社会福祉士会が一体であり日本を代表する唯一の社会福祉士の代表組織であることを示している。社会福祉士個人は間接的に日本社会福祉士会の所属となる。

④日本社会福祉士会の組織

1)総会

・総会の構成は都道府県社会福祉士会の代表者となる。各都道府県社会福祉士会の議決権数は、2013 年度は代議員制にもとづき 150 であったが、公益社団法人定款が施行した 2014 年度以降は、議決権数は 47 となった。つまり、各都道府県社会福祉士会が各々 1 票を有することとなった。

2)業務執行理事・理事

・公益社団法人定款が施行した 2014 年度からは理事は 13 名である。その内、代表理事を会長、業務執行理事を副会長 3 名が担っている。

2. 日本社会福祉士会の事業計画及び予算

本会は中長期的な視点をもって事業を計画する必要性があることから、2009 年度から 5 カ年毎の中期計画を策定している。そして、中期計画をふまえつつ、毎年度の事業計画及び収支予算を策定している。翌年度の事業計画及び収支予算は理事会で決定され、3 月総会で報告される。

(1) 事業計画

基本方針にもとづき、事業計画が策定され事業が運営されている。多くの事業は委員会が中心となって展開している。当該年度については参考資料を参照のこと。

なお、委員会構成は部局制を取っており各部局内の事業調整がはかれるよう正在している。

(2) 収支予算

収入は、会費収入、事業収入、補助金等収入、負担金収入等である。連合体会費は、各都道府県社会福祉士会に所属する会員数に総会で定めた額を乗じた額を会費としている。

3. 会員への苦情等に対応するシステム

各都道府県社会福祉士会の正会員は社会福祉士の倫理綱領を遵守することを承認して入会している。社会福祉士の実践の拠り所は倫理綱領である。また、専門職団体として会員が倫理綱領を遵守することは、共通の価値観を有することであり組織の維持、一体化においても重要である。

ここでは倫理綱領の遵守を担保するためのシステムについて説明する。なお、連合体会員においては、各都道府県社会福祉士会が所属する社会福祉士の懲戒等の権限を有することになるため、日本社会福祉士会と都道府県社会福祉士会が懲戒事務処理に関する委託契約を結んだ場合、日本社会福祉士会が下記システムの事務を担うことが可能となる。

(1) 苦情対応システム

苦情対応システムは、利用者などから都道府県社会福祉士会の正会員（以下、「会員」）の実践に対して苦情が申し立てられたとき、事実関係を調査し、倫理綱領及び行動規範に則って苦情の申立てに対応するものである。なお、調査は綱紀委員会が行う。詳細は、次の資料を参照のこと。

- ・正会員に所属する社会福祉士に対する倫理綱領に関する規程
- ・懲戒基準規程（懲戒には、「厳重注意」「戒告」「除名」の3種類がある）

4. 会員と会活動について

日本社会福祉士会や都道府県社会福祉士会の活動は会員が参加することで成立・発展する参加型組織である。会活動に参加することでさまざまな情報が入手できとともにネットワークを拡げることが可能であり、社会的な活動につながる。なお、参加する機会は日本社会福祉士会及び各都道府県社会福祉士会でさまざまな形で用意されているため、積極的に会の活動への参加を期待するものである。

5. 日本社会福祉士会が会員に提供する事項

日本社会福祉士会では次の事項を会員へ提供している。

- ・会報の提供
- ・生涯研修制度の提供、研修機会の提供、生涯研修制度管理システムへのアクセス
- ・e-ラーニング講座の視聴
- ・研修会受講の会員価格の設定、書籍等の割引購入
- ・社会福祉士賠償責任保険の加入権　など

6. ○○社会福祉士会の組織

- 1)会員・総会
- 2)役員・理事会・常任理事会
- 3)学会・委員会
- 4)事務局　など

7. ○○社会福祉士会の事業計画及び予算

8. ○○社会福祉士会が会員に提供する事項

■参考資料

- <「1. 日本社会福祉士会の組織」説明資料>
 - ①公益社団法人日本社会福祉士会 定款
- <「2. 会員への苦情等に対応するシステム」説明資料>
 - ②公益社団法人日本社会福祉士会 正会員に所属する社会福祉士に対する倫理綱領に関する規程
 - ③公益社団法人日本社会福祉士会 懲戒基準規程
- <「3. 日本社会福祉士会の事業計画及び予算」説明資料>
 - ④公益社団法人日本社会福祉士会 事業計画書
 - ⑤公益社団法人日本社会福祉士会 収支予算案
- <その他>
 - ⑥日本社会福祉士会ちらし
 - ⑦日本社会福祉士会二十年史　など